

資料1

児童の安全に関する確認事項

1

(名古屋気象台から)尾張旭市に**暴風警報・暴風雪警報**が発令された場合の児童の登下校ならびに給食のあつかいについて

(1) 登校前に発令されている場合

自宅待機

(2) 始業時刻の2時間前(午前6時30分)までに警報が解除された場合

平常通りの授業を行う

(3) 午前6時30分から午前11時までに警報が解除された場合

解除された時刻の2時間後から授業を行う

教育委員会や学校の判断で休校にする場合もあります。その場合は、連絡します。

(4) 午前11時以降も警報が継続している場合

当日の授業を行わない

上記「2、3」の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険な時は、登校しなくてよい。

(5) 登校後に、発令された場合

授業を中止し、ただちに、児童引き渡しを開始する。緊急時の携帯メールによる暴風警報発令による引き渡しの連絡を行います。

(6) 給食の取り扱い……警報が発令、又は発令されると予想される場合

- (1) 前日に実施か中止かを決定し、児童を通して連絡する。前日に連絡できない場合は、基本的に実施する。
- (2) 給食を中止した場合で、当日警報が解除、又は発令がなく授業が行われた時は、児童に弁当を持参させる。

2

(名古屋気象台から)尾張旭市に**大雨警報・大雪警報**が発令された場合の児童の登下校について

(1) 登校前に発令された場合

降雨量が地域によって異なるので、原則的には通常の授業を行う。ただし、登校が危険と判断される場合は、登校を見合わせてください。授業中止の場合は、緊急時の携帯メールで連絡する。

(2) 登校後に発令された場合

状況を判断し、安全に帰宅できるよう指導する。

3 東海地震注意情報が発表された場合の児童の安全対策について

- (1) 登校前に発表された場合 休校(登校させない)
- (2) 登校中に発表された場合 情報を得たときは、そのまま速やかに帰宅する。
- (3) 在校時に発表された場合 直ちに授業を中止し、運動場に避難させ、保護者または代理者の出迎えを待つ。

自家用車による出迎えは、混雑して危険ですからご遠慮ください。

- (4) 「注意情報」が解除された場合 緊急時の携帯メールで登校の指示があるまで登校しない。

4 ニセ電話などによる誘拐防止について

お子様の欠席・遅刻などは、事前に連絡してください。

お子様を早退させる必要が生じた時は、保護者の方が迎えに来てください。

留 家庭でも、お子様の所在を常に把握され、遊びに出る時も行き先や帰宅時間など確認するようご注意ください。

5 その他

- (1) 不審者に注意をしてください。
下校時やご家庭に帰ってから遊ぶときには、複数で行動するようにさせてください。
不審者に会ったときは、逃げたり、大声で叫んだりできるようにさせてください。
不審者に会ったら、できるだけ早く警察に連絡してください。
対応の仕方について、家族で確認しておきましょう。
- (2) 緊急時の連絡システムについて
緊急時の連絡については、学校から保護者の登録された携帯電話に、一斉にメールで配信しています。
登録方法については、「緊急メール配信の登録についてのお願い」を参考にしてください。
主な連絡内容
ア 台風時の臨時休校等の情報
イ 不審者情報
ウ 東海地震注意情報
エ 行事に関すること(例:運動会実施の有無、修学旅行の帰校時刻等)
オ その他